

(案)

第4次地域管理経営計画書
第4次国有林野施業実施計画書

(熊毛森林計画区)

(第1次変更計画)

計画期間

自	平成23年	4月	1日
至	平成28年	3月	31日

(平成24年3月変更)

九州森林管理局

(案)

第4次地域管理経営計画書

(熊毛森林計画区)

(第1次変更計画)

計画期間

自	平成23年	4月	1日
至	平成28年	3月	31日

(平成24年3月変更)

九州森林管理局

地域管理経営計画の変更について

[変更理由]

平成23年7月に閣議決定された、森林・林業基本計画及び全国森林計画に基づき、所要の計画量を変更することに加え「地域管理経営計画書、国有林野施業実施計画書及び伐採造林計画簿作成様式について」の一部改正に基づいた変更を行うこととし、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年6月23日法律246号）第6条及び国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第6条第8項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成24年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成23年3月策定、計画期間：平成23年4月1日～平成28年3月31日）の変更内容
 - (1) 「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項」を上記理由により変更する。
 - (2) 「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項」の「④その他」を上記理由により追加変更する。
 - (3) 「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(4) 主要事業の実施に関する事項」の「④ 林道の開設及び改良の総量」の開設路線数並びに開設延長を上記理由により変更する。

目 次

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項 -----	1
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項 -----	1
④ その他 -----	1
(4) 主要事業の実施に関する事項 -----	2
④ 林道の開設及び改良の総量 -----	2

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

機能類型に応じた管理経営については、「管理経営の指針」(別冊)によるほか、次の点に留意して、個々の林分の地況、林況等の立地条件に応じて適切に行うこととする。

なお、各機能の発揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要な施業による生じる木材については、有効利用を図る。また、年齢構成の平準化・バイオマス利用等の地域ニーズに応じた主伐を計画的に行うことにより木材の供給を図る。

④ その他

国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と機能類型との関係は下表とおり。

○ 機能類型と公益的機能別施業森林の関係

機能類型		公益的機能別施業森林			
		水源涵養機能維持増進森林	山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林	快適環境形成機能維持増進森林	保健機能維持増進森林
水土保全林	国土保全タイプ	土砂流出崩壊防備	○	○	
	国土保全タイプ	気象災害防備 (飛砂、風害、潮害、 雪害、霧害等の気象 害の防備)	○	○	○
		生活環境保全 (防音や大気浄化によ る生活環境の保全)	○		○
	水源涵養タイプ		○		
森林と人との共生林	自然維持タイプ		○		○
	森林空間利用タイプ		○		○
資源の循環利用林			○		

(4) 主要事業の実施に関する事項

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路 線 数	延 長 (m)	箇 所 数	延 長 (m)
本計画	8	<u>13,000</u>	11	3,064
前計画	3	1,500	13	6,700

(案)

第4次国有林野施業実施計画書

(熊毛森林計画区)

(第1次変更計画)

計画期間

自	平成23年	4月	1日
至	平成28年	3月	31日

(平成24年3月変更)

九州森林管理局

国有林野施業実施計画の変更について

[変更理由]

平成23年7月に閣議決定された、森林・林業基本計画及び全国森林計画に基づき、所要の計画量を変更することに加え「地域管理経営計画書、国有林野施業実施計画書及び伐採造林計画簿作成様式について」の一部改正に基づいた変更を行うこととし、国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第14条第2項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成24年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成23年3月策定、計画期間：平成23年4月1日～平成28年3月31日） の変更内容

- (1) 「2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量」の「(6) 伐採総量」の「(再掲)市町村別内訳」を上記理由により追加変更する。
- (2) 「3 林道の整備に関する事項」を上記理由により変更する。

目 次

2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量 ……	1
(6) 伐採総量 ……………	1
3 林道の整備に関する事項 ……………	3

2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(6) 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分		林			地		林地以外	合計	
		主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐 採 量	計			
水 土 源 か ん 養 タ イ プ 林	国土保全タイプ	—	20,848 (332)	20,848	2,652	303,000	—	303,000	
	水	スギ・ヒノキ普通伐期	—	147,743					147,743
	源	スギ長伐期	3,743	85,022					88,765
	か	ヒノキ長伐期	—	999					999
	ん	スギ・ヒノキ複層林	—	—					—
	養	ヤクスギ長伐期	798	38,845					39,643
	タ	天然林長伐期	—	401					401
	イ	天然林広葉樹	—	94					94
	プ	小 計	4,541	273,104 (3,610)					277,645
		計	4,541	293,952 (3,942)					298,493
森林と人との共生林	自然維持タイプ	—	1,855 (32)	1,855					
	森林空間利用タイプ	—	—	—					
	計	—	1,855 (32)	1,855					
資源の循環利用林	スギ中径材	14,179	10	14,189					
	ヒノキ中径材	—	—	—					
	しいたけ原木	—	—	—					
	計	14,179	10 (0)	14,189					
合 計		18,720	295,817 (3,974)	314,537	2,963	317,500	—	317,500	
年 平 均		3,744	59,163 (795)	62,907	593	63,500	—	63,500	

注 () は、間伐面積である。

(再掲) 市町村別内訳

(単位：㎡)

市町村名	林地					林地以外	合計
	主伐	間伐	小計	臨時伐採量	計		
西之表市	—	2,032	2,032				
南種子町	1,714	744	2,458				
屋久島町	17,006	293,041	310,047				

注 臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

3 林道の整備に関する事項

基幹 ・ その他別	開設 ・ 改良別	路線名	箇所 (林班)	延長 (m)	備考	
基幹	開設	中瀬川林道	67.68	2,300		
その他		楠川前岳林道	208	400		
		七五岳40林道	40	1,700		
		愛子嶽205林道	205	600		
		黒味33林道	32.33.34	2,000		
		黒味37林道	34.37.38	2,000		
		奥岳252林道	253~255	2,100		
		船行109林道	109	1,900		
基幹	改良	宮之浦林道	239.240	500	舗装外	
		鍋山林道	108	200	舗装外	
		中瀬川林道	68	300	舗装外	
		中瀬川林道	68	14	橋梁	
		大川林道	10.11	650	舗装外	
その他		宮之浦林道228支線	227	600	舗装外	
		宮之浦林道234支線	235	700	舗装外	
		安房林道68支線	68	100	舗装外	
計		開設			13,000	8路線
		改良			3,064	11箇所